

総 行 経 第 6 4 号
令和 7 年 1 1 月 2 8 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 議 会 議 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 議 会 議 長

} 殿

総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布及び「地方公共団体の公金収納のデジタル化に関する Q & A」の更新について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 7 年政令第 396 号。以下「施行日政令」という。）が本日公布されました。

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）については、「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）」（令和 6 年 7 月 2 日付け総行行第 280 号等各都道府県知事、各都道府県議会議員、各指定都市市長、各指定都市議会議員宛総務大臣通知）により示したところですが、改正法附則第 1 条第 3 号において、公金収納のデジタル化に関する規定は公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされたところです。

施行日政令は同号に掲げる規定の施行の日を令和 8 年 9 月 24 日と定めるものです。

また、地方公共団体の皆さまから寄せられている御意見等を踏まえ、「地方公共団体の公金収納のデジタル化に関する Q & A」について別添のとおり更新しましたので、併せてお知らせします。主な更新内容は下記のとおりです。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対しても、この旨周知いただくようお願いいたします。また、各都道府県・指定都市・市区町村の公金収納デジタル化担当課においては、庁内の各公金の担当課に周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 eL-QR を用いた歳出戻入の収納について

歳出の誤払い金等の戻入に関し、eL-QR の活用を可能とすること。

第二 資金決済に関する法律上の前払式支払手段について

地方税共同機構から公表されている公開仕様書において、個別の税目・料金番号が割り振られている以下の公金（※）については、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）に規定する前払式支払手段の活用が可能であること。

※水道使用料及び下水道使用料（201～203）、国民健康保険料（204）、介護保険料（205）、後期高齢者医療保険料（206）、道路占用料（207）、行政財産目的外使用許可使用料（208）、港湾占用料（209）、河川占用料（210）、土地賃貸料（215）、保育所利用料（216）、認定こども園利用料（217）、幼稚園利用料（218）、高校授業料（219）、学校給食費（220）、放置違反金（221）、住宅使用料（223）、分担金（246）、負担金（247）、使用料（248）、手数料（249）

また、延滞金、不動産等の売払代金・貸付料、過料についても前払式支払手段の活用が可能であること。以上の内容については金融庁と調整済みであること。

なお、令和 7 年の地方分権改革における提案募集を踏まえ、金融庁において、「貸付金元利収入、遅延損害金、損害賠償金、不当利得による返還金」についても、前払式支払手段活用の実現に向けて検討を行っているので、今後の検討状況についてご留意いただきたいこと。